

令和6年度 北海道手稲養護学校高等部 生徒2次募集要項

1 本校の教育目標

幼児児童生徒の学習や身体状況に応じた教育を行い、一人一人の能力を伸ばすとともに社会の一員として参加することを支援し、心豊かに自立した生活をする人間を育てる。

2 募集人員

第1学年 19人

肢体不自由者	普通科（重複障害学級）	1学級	4人
肢体不自由者	普通科（訪問教育学級）	1学級	4人
病弱者	普通科	1学級	8人
病弱者	普通科（重複障害学級）	1学級	3人

3 修業年限

3年

4 出願資格

- (1) 北海道教育委員会告示別記2「令和6年度道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項 2 出願資格（1）」に該当する者。
- (2) 肢体不自由普通科（重複障害学級）及び病弱普通科・病弱普通科（重複障害学級）にあつては、原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに入所又は入院している者。あるいは、事前に同センターを受診し、令和6年4月1日現在に同センターへ入所又は入院している者。
- (3) 令和5年4月1日付けで本校中学部3年特例通学生に在籍している者。
- (4) 肢体不自由普通科（訪問教育）に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で令和6年3月末日までに卒業見込みの者及び令和5年3月末日以前に特別支援学校中学部の訪問学級を卒業した者。

5 出願期間

令和6年2月16日（金）から同年2月29日（木）の正午までとする（土曜、日曜、祝日を除く）。受付時間は午前9時から午後4時50分までとする。ただし、29日に限り正午までとする。なお郵送の場合もこの期間に本校に届くようにすること。

6 出願手続き

(1) 出願者の手続き

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校又は中学校等の校長（以下「在学学校等の校長」という。）を経由して本校の校長に提出する。

なお、出願に必要な書類の請求は本校の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とし、所定の金額分の切手を本校まで送付すること。郵送料は出願書類1人分につき210円とする。

ア 入学願書

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）第16条に規定するもので、本校所定のもの。

イ 写真台紙

令和5年10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦4cm、横3cm）を、本校所定の台紙に貼付したもの。

ウ 入所・入院証明書

本校所定の様式によるもの。ただし、本校中学部特例通学生の受検については該当しない。

(2) 在学学校等の校長の手続き

(1) に示した出願者の「入学願書」「写真台紙」「入所・入院証明書」に、次の書類を添付し出願期間内に本校校長宛に提出すること。なお、郵送の場合は書留にすること（次のア～ウは様式をダウンロードすることができる。）

ア 個人調査書

イ 障害等状況調査書

ウ 特別な配慮を必要とする生徒の出願について

*様式をダウンロードする。

7 選考検査

(1) 検査日時

令和6年3月5日（火）9時20分から

※受付は8時50分から9時まで

※受検生により終了時間が異なる。受検票にて案内する。

(2) 検査内容

肢体不自由者 普通科（重複障害学級）	受検者面接（国語・数学等の内容を含む）
病 弱 者 普通科（重複障害学級）	保護者面接
肢体不自由者 普通科（訪問教育）	受検者面接、保護者面接
病 弱 者 普通科	受検者面接、保護者面接、学力検査（国語・社会・理科・数学・英語5教科で実施）

(3) 検査会場

北海道手稲養護学校

札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 （電話 011-682-1722）

（*生徒の体調等で配慮する場合がある。）

(4) 感染防止対策について

- ・検査当日は、健康チェック表（1週間）を提出し、受検生及び引率者（保護者）における検温等の確認を行う。また、手洗い・手指消毒、マスクの着用の協力をお願いする。（マスクの着用が難しい場合はその限りではない。）
- ・地域の感染状況により、検査時間を調整し実施する。検査終了後は教室内の換気を行う。
- ・検査当日、発熱が確認された場合は、後日検査日を再設定し対応する。

(5) その他

昼食を必要とする場合は、各自で用意する。（北海道立子ども総合医療・療育センターに入所・入院している者については、平常通り昼食が用意される。）

8 選考方法

上記7の（2）による検査の結果及び個人調査書などを総合的に評価し、選考する。

9 合格者の発表と通知

合格者の受検番号を、令和6年3月11日（月）午前10時、本校正面玄関に掲示するとともに、在学校等の校長を経由して本人に通知する。

1 0 選考検査の結果に関する口頭による開示

受検生及び保護者は選考検査の結果について口頭による開示請求を行うことができる。

開示期間については、合格発表の日の翌日から14日間（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時30分とし、本校に口頭で申し出ることとする。

1 1 その他

北海道教育委員会告示別記2「令和6年度道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項」に定めるところによる。